

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会		整理番号	2		
用途名	加工用米の複数年契約の取組への加算					
対象作物	加工用米（基幹作のみ）					
単 価	6,000円以内/10a（単価の上限は12,000円/10aとする）					
課 題	<p>【令和3年度の評価】</p> <p>○令和3年度の加工用米作付面積は1,135 haとなり、目標①は未達成となった。新型コロナウイルス感染症の影響により、加工用米の在庫量が積み上がり買取価格が大幅に下落したことが影響している。</p> <p>○加工用米の複数年契約を推進した結果、令和3年産の加工用米複数年契約割合は77.2%となり、目標②を達成したことから、令和4年度以降の目標値を上方修正する。なお、複数契約の交付対象面積は876ha。</p> <p>○加工用米の作付面積は減少したが、複数年契約割合は一定の割合が確保されているため、引き続き支援を行っていくこととする。</p> <p>【令和4年度の課題】</p> <p>○主食用米の需要量が年々減少していることに加え、新型コロナウイルス感染拡大による中食・外食での需要量減少もあってさらなる米価の下落が懸念される。これまで以上に、需要に応じた生産・販売を強力に進め、米価を安定・農家の所得を確保していくことが必要。</p> <p>○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不用であり、需用者から原料用米としての安定供給を求められている加工用米は重要であることから、作付拡大と安定生産に向けて推進していくことが重要。</p> <p>○本県は他の主産地と比較して、事前契約数量が少ないため、複数年契約の締結を推進し、加工用米の安定供給ができる仕組みづくりを行う。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	①加工用米の作付面積	目標	1,300ha	1,355ha	1,355ha	1,355ha
		実績	1,351ha	1,135ha	—	—
	②加工用米の複数年契約割合	目標	65%	70%	80%	80%
実績		67.7%	77.2%	—	—	
内 容	加工用米の作付けに当たって、3年以上の複数年の販売契約を締結した農業者に対して配分する。					
具体的要件	<p>1. 交付対象者 販売農家・集落営農。</p> <p>2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。</p> <p>3. 取組要件 次の要件を満たす、すでに令和2年産または令和3年産から3年以上の複数年の販売契約を締結していること。または、次の要件を満たす、令和4年産から3年以上の複数年の販売契約を締結すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集荷団体との契約が確認できること。なお、直接販売の場合は、実需者との契約が確認できること。</li> <li>販売契約書又は複数年契約に関する覚書（参考様式1）に各年産の契約数量が明記されていることかつ契約不履行に対する違約条項があること。</li> <li>契約期間中の契約数量が維持または増加すること（増加分は対象外）。</li> </ul>					
取組の確認方法	<p>1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。</p> <p>2. 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。</p> <p>3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。</p> <p>4. 確認書類 集荷団体又は実需者との契約が確認できる販売契約書又は複数年契約に関する覚書。 契約ごとの生産者リスト</p>					
成果等の確認方法	<p>①令和4年12月末までに作付面積を集計する。</p> <p>②令和5年3月までに作付面積及び支払対象面積から複数年契約割合を算出する。</p>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。  
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。  
 ※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

## (参考様式 1) 加工用米の複数年契約に関する覚書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と集荷業者 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という) とは、甲の生産する令和 4・5・6 年産の加工用米 (種類) \_\_\_\_\_ の生産・出荷に関し、次のとおり覚書を締結する。なお、次に定めない事項については別途、甲・乙で出荷契約を締結する。

### (売渡委託等)

- 第 1 条 甲は、乙に対し、農林水産省が定める「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」(以下「国の要領」という) の加工用米について、売渡しの委託または売渡し (以下「売渡委託等」という) を行い、収穫後乙に出荷する。
- 2 乙は、甲の委託に対し、責任をもって受託する。

### (売渡委託等を行う数量)

- 第 2 条 甲が、乙に売渡委託等を行う数量は次のとおりの数量とする。なお、国の要領に基づき、数量変更を行うことができるものとする。
- 令和 4 年産米 : 数量 : \_\_\_\_\_ 玄米 kg  
令和 5・6 年産は、4 年産の数量と同じとする。
- 2 甲は、国の要領に定める方法により出荷契約数量の変更を行う場合、変更後の数量について本覚書にもとづき売渡委託等が行われたものとする。
- 3 甲は、国の要領に基づく取組計画の認定後、主食用米の不作など需給動向を踏まえて農林水産省が必要と判断した場合の計画の変更または認定の取り消しの申請をした場合、本覚書に基づき売渡委託等が行われたものとする。

### (違約金)

- 第 3 条 甲は、甲の責に帰すべき理由により第 2 条に定める数量を下回った場合は、乙に違約金を支払う。
- 2 違約金の単価は、玄米 60kg あたり \_\_\_\_\_ 円とする。

この覚書締結の証として、本書正 1 通、写 1 通を作成し、正は乙が、写しは甲が保有する。

令和 年 月 日

(生産者コード)

甲 (住所) 印  
(氏名)

乙 印